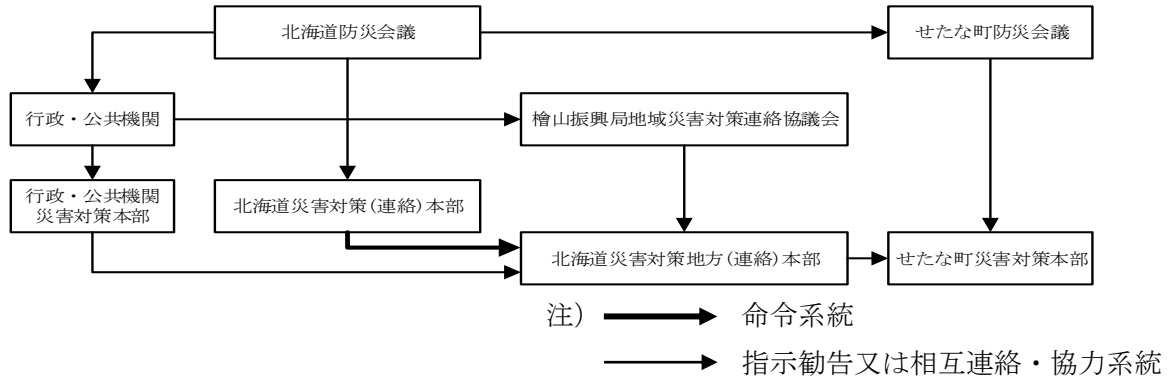


第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

1. 防災体制図



2. せたな町防災会議

基本法第16条第1項の規定に基づき、せたな町防災会議を設置し、その構成及び運営は次のとおりである。

(1) 構成

せたな町防災会議は、町長を会長とし、防災会議条例第3条第5項の規定により、町長が任命した者を委員として組織し、その所掌事務は本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整を行うものである。

組織の構成は「別図1」のとおりである。

(2) 運営

防災会議条例の定めるところによる。

3. 災害対策本部

(1) 災害対策本部の組織

町長は、せたな町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災活動の推進を図るため必要があると認めるときは、基本法第23条の2及びせたな町災害対策本部条例（平成17年9月条例第165号）の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

災害対策本部組織機構図は、「別図2」に示すとおりである。

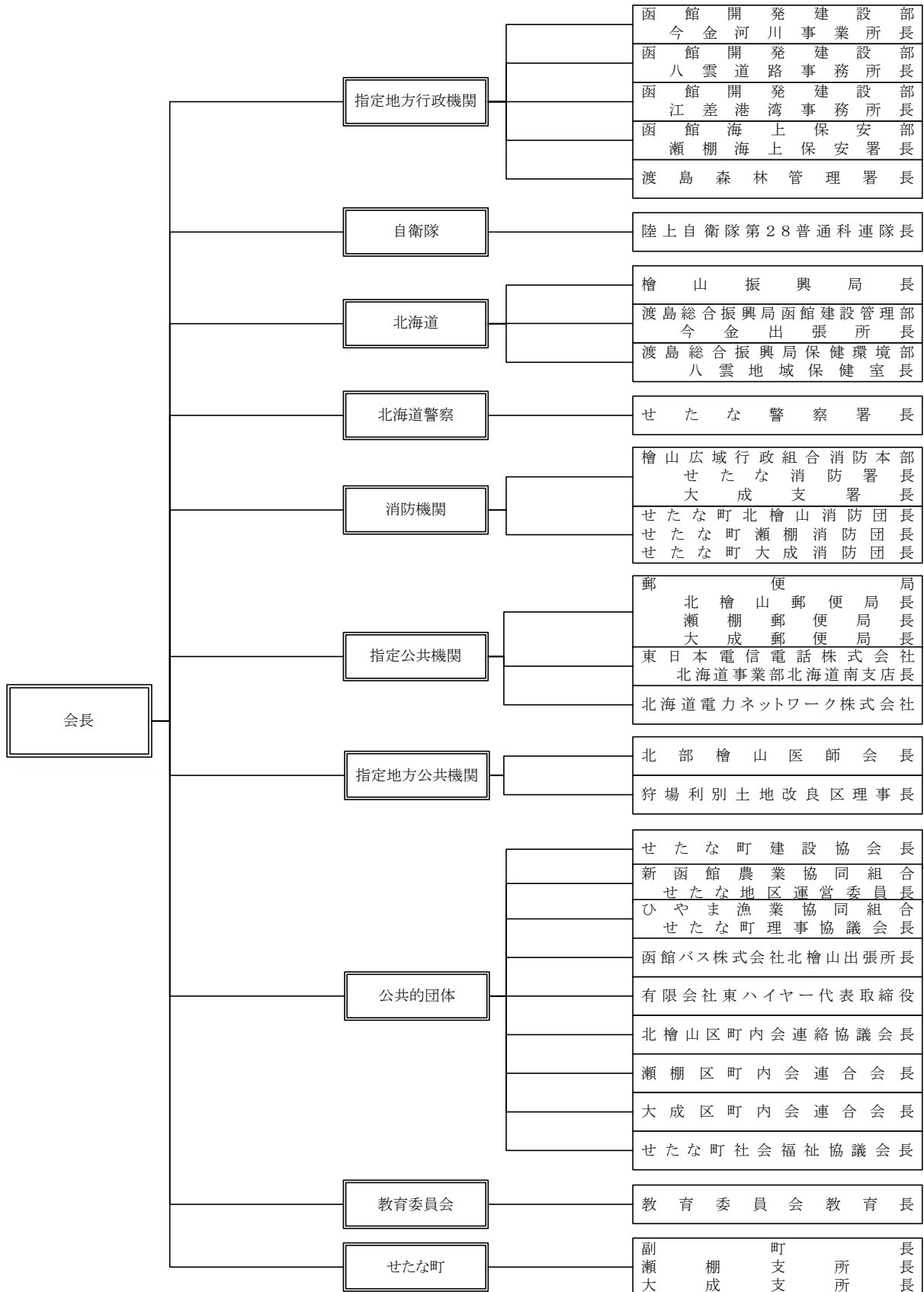
(2) 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の業務分担は、「別表1」による。

- ①各対策部長は、本部長の指示に従い、内部の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。
- ②各対策部長は、本部長の指示に従い、あらかじめ班員の責任分担に基づく配備計画を総務対策部長に提出するものとする。

別図1

【せたな町防災会議組織図】



別図2

【災害対策本部組織機構図】

		対策本部		班	(係)
		対策部	責任者		
本部長(町長)	副本部長(副町長(教育長))	総務対策部長 (総務課長)	総務課長	総務班	(総務係、職員厚生係)
			まちづくり推進課長	まちづくり 広報班	(まちづくり推進係、広報統計係、ふるさと納税係)
				商工観光班	(商工労働観光係、再生可能エネルギー推進係)
				財政課長 出納室長	会計班
			税務課長	税務班	(課税係、徴収係)
		町民対策部長 (町民児童課長)	町民児童課長	町民班	(戸籍年金係、環境衛生係、国保医療係)
				児童班	(子ども・子育て支援係、認定こども園、保育所、保育園)
			保健福祉課長	保健福祉班	(社会福祉係、障がい福祉係、保健推進係、介護保険係、 包括支援係、地域支援係、居宅介護支援係)
			三杉荘所長	三杉荘班	(三杉荘)
		産業対策部長 (農林水産課長)	農林水産課長	農政班	(農政係、畜産係、農業センター)
				耕地班	(耕地係)
				水産班	(水産係、水産種苗育成センター)
				林政班	(林業係)
		建設対策部長 (建設水道課長)	建設水道課長	管理土木班	(管理係、土木係、維持係)
				管財住宅建築班	(管財係、住宅係、建築係)
				上下水道班	(水道係、下水道係)
		瀬棚区対策部長 (瀬棚支所長)	瀬棚支所長	瀬棚支所班	(庶務係、住民係、福祉係、産業建設係)
		大成区対策部長 (大成支所長)	大成支所長	大成支所班	(庶務係、住民係、福祉係、産業建設係)
		教育対策部長 (教委事務局長)	教委事務局長	学校教育班	(総務係、学校教育係、学校給食センター)
社会教育班	(社会教育係、社会体育係、社会教育・体育係)				
医療対策部長 (病院事務局長)	病院事務局長	医療班	(国保病院、診療所、訪問看護ステーション)		
支援対策部長 (議会事務局長)	議会事務局長 農委事務局長	支援協力班	(議会事務局、農委事務局)		
救助対策部長 (消防署長)	消防署長 消防署支署長	救助対策班	(庶務係、管理係、警防係、救急係、予防係、危険物係)		

(別表1)

災害対策本部業務分担

班名	対策業務
総務班	災害応急対策の企画及び連絡調整に関すること。
	職員の災害動員計画の作成及び実施に関すること。
	職員の参集状況及び安否確認に関すること。
	職員の労務時間の取りまとめに関すること。
	自衛隊の派遣要請に関すること。
	各課の連絡調整に関すること。
	避難所との連絡調整に関すること。
	義援金品の受納及び配分に関すること。
	災害弔慰金等に関すること。
	その他各部に属さない事項に関すること。
防災班	災害対策本部に関すること。
	本部員会議に関すること。
	防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること。
	警察、その他防災関係機関及び団体の出動要請に関すること。
	気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達に関すること。
	災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関すること。
	災害状況の収集と災害情報及び被害状況等の報告に関すること。
	災害の記録に関すること。
	避難指示等に関すること。
	避難所に関すること。
通信手段の確保に関すること。	
その他災害に関する所掌事項に関すること。	
まちづくり広報班	災害対策本部の災害対策について広報の企画実施に関すること。
	広報車及びホームページ等による避難指示等の周知に関すること。
	災害時の広報に関すること。
	災害報道記事及び災害写真の収集に関すること。
	被災地の巡回広聴活動に関すること。
	報道機関との連絡に関すること。
	避難者等の輸送に関すること。
その他災害に関する所掌事項に関すること。	
商工観光班	商工業施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	観光施設・公園等の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	災害時の応急食料、衣料等その他生活必需品の供給に関すること。
	被災商工業者への関係資金の斡旋及び営業指導等に関すること。
	災害時の電力等の確保に関すること。
	商工会等関係機関との連絡調整に関すること。
	所管施設の避難所開設に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。
会計班	災害の予算及び決算に関すること。
	災害の応急対策及び復旧対策に要する予算調整及び資金計画に関すること。
	災害応急対策に要する資材、物品等の購入及び経理に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。

(別表1)

災害対策本部業務分担

班 名	対 策 業 務
税務班	り災証明の発行に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。
町民班	所管施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	災害時における公衆衛生に関すること。
	災害時における廃棄物の処理に関すること。
	保健所(環境衛生分野)との連絡調整に関すること。
	遺体の収容及び火葬、埋葬に関すること。
	油流出災害(河川)の処理に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。
児童班	児童施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	児童の安否確認に関すること。
	児童の避難及び救護に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。
保健福祉班	社会福祉施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	避難行動要支援者等の安否確認及び支援に関すること。
	被災者に対する生活援護・相談に関すること。
	災害援護資金に関すること。
	保健所(保健分野)との連絡調整に関すること。
	福祉避難所の開設及び運営支援に関すること。
	健康管理及び保健指導に関すること。
	炊き出し計画及び実施に関すること。
	日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること。
	救援物資等の受付、配分及び輸送に関すること。
	災害ボランティアセンターに関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。
三杉荘班	三杉荘の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	入所者の安否確認に関すること。
	入所者の避難及び救護に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。
農政班	農作物、畜産施設、家畜等の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	所管施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	農業団体等関係機関との連絡調整に関すること。
	被災農家へ関係資金の斡旋及び営農指導等に関すること。
	被災農作物、家畜等の感染症予防に関すること。
	救農事業等の計画及び実施に関すること。
	農作物の生産資材及び家畜飼料の確保に関すること。
	所管施設の避難所開設に関すること。
その他災害に関する所掌事項に関すること。	
耕地班	農地、農道、農業施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	被災農家への関係資金の斡旋に関すること。
	土地改良区等関係機関との連絡調整に関すること。
	真駒内ダムの洪水時の警戒等に関すること。
	西兜野、豊岡、大富排水機場の操作に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。

(別表1)

災害対策本部業務分担

班 名	対 策 業 務
水産班	水産物、水産施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	漁業団体等関係機関との連絡調整に関すること。
	被災漁家への関係資金の斡旋及び営漁指導等に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。
林政班	林野、林業施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	所管施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	森林管理署等関係機関との連絡調整に関すること。
	被災林家の関係資金の斡旋に関すること。
	被災林野の防疫に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。
管理土木班	道路、橋梁、河川その他関係施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	交通不能箇所調査及び危険標示並びに通行路線の決定に関すること。
	障害物の応急処置及び除去に関すること。
	災害時における公用一般車両及び土木建設機械等の運行に関すること。
	危険区域の調査、その他災害予防の調査に関すること。
	応急作業に必要な資材の確保および輸送に関すること。
	町内建設業者の協力要請に関すること。(応急作業従事者)
	災害に伴う二次災害の防止及び対策指導に関すること。
	北檜山、兜野排水機場の操作に関すること。
	住宅地のがけ崩れ対策に関すること。
	市街地の浸水対策に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。
管財住宅 建築班	町有財産の警防及び応急対策に関すること。
	町有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。
	町営住宅等の被害調査に関すること。
	応急仮設住宅の確保・建築に関すること。
	仮設住宅に関すること。
	住家及び非住家の被害判定に関すること。
	建築物の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関すること。
	震災建築物応急危険度判定業務に関すること。
	住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関すること。
	被災地の住宅建築指導に関すること。
	災害建築用資材の需給計画に関すること。
その他災害に関する所掌事項に関すること。	
上下水道班	水道、下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	被災者に対する給水計画に関すること。
	水道施設業者の協力要請に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。

(別表1)

災害対策本部業務分担

班 名	対 策 業 務
瀬棚支所班	支所地域における総合的な災害応急対策に関すること。
大成支所班	支所地域における総合的な災害応急対策に関すること。
学校教育班	文教施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	児童生徒の避難、誘導及び救護に関すること。
	児童生徒の安否確認に関すること。
	各学校との連絡調整に関すること。
	被災児童及び生徒に対する学用品の供与に関すること。
	緊急臨時ヘリポートの設置(学校グラウンド)に関すること。
	炊き出し計画及び実施に関すること。
	所管施設の避難所開設に関すること。
その他災害に関する所掌事項に関すること。	
社会教育班	社会教育施設、体育施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	文化財の保全に関すること。
	所管施設の避難所開設に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。
医療班	医療施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
	被災者の医療、救護対策に関すること。
	北部檜山医師会との連絡調整に関すること。
	その他医療活動の実施に伴う事務に関すること。
支援協力班	災害対策本部業務への協力に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。
救助対策班	災害時の救助救急に関すること。
	災害時の応急対策及び復旧対策に関すること。
	その他災害に関する所掌事項に関すること。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

①設置

基本法第23条の2の規定に基づき、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準		
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき ・大型台風の接近等で被害の発生が予想される時 ・住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時 ・孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき 	
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき ・住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時 ・孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき 	
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に震度5弱以上の地震が発生したとき ・町内沿岸に「津波警報」が発表されたとき ・町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 	
大事故等	海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想される時 ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とする時 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
	道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とする時 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
	危険物等災害	・家屋、施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時
	大規模火災	・家屋、施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時
	林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動の難航が予想される時 ・家屋、施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時
	大規模停電災害	・人命の救助救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想される時

②廃止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

③設置、廃止の通知、公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、防災関係機関及び地域住民に対し、防災行政無線、広報車又は電話等適宜な方法により周知及び公表するとともに、別に定める本部標識を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合も設置の場合に準ずるものとする。

④災害対策本部の設置場所

災害対策本部はせたな町役場本庁内におく。ただし、大規模な災害により庁舎が災し、使用不能となった場合には、り災をまぬがれた役場総合支所または町内施設のうちから本部長が代替場所を指定する。

なお、その際、速やかにその旨を関係機関に連絡するものとする。

⑤災害対策本部長の職務代理者の指定

本部長（町長）が不在あるいは事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

(4) 災害対策本部の運営

①災害対策本部の活動体制

災害対策本部が設置されると同時に、各対策部及び班の活動体制が速やかに確立されるよう各対策部長は、その所掌する業務内容についての活動要領を作成し、平常時から従事する職員に周知徹底を図るものとする。

②本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、対策部長及び責任者で構成し、災害対策に必要な指示、総合調整を行うため開催する。

1) 報告事項

- ア. 気象情報または災害情報
- イ. 配備体制
- ウ. 各対策部の措置事項

2) 協議事項

- ア. 災害応急対策及び予防対策への指示
- イ. 各対策部の調整事項の指示
- ウ. 自衛隊災害派遣要請依頼の要否
- エ. 他の市町村又は北海道に対する応援要請の要否
- オ. 災害救助法適用要請の要否
- カ. 被害状況視察隊編成の決定
- キ. 被害者に対する見舞金品給付の決定
- ク. 次回本部員会議の開催予定日時の決定

3) 本部員会議の招集

- ア. 本部員会議は、本部長が招集する。

4) 本部員会議の運営

- ア. 本部長は、本部員会議の議長となる。
- イ. 各対策部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ウ. 各対策部は、必要に応じ所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ. 各対策部において会議を招集する必要があると認めるときは、総務対策部長にその旨を申し出なければならない。

5) 決定事項の周知

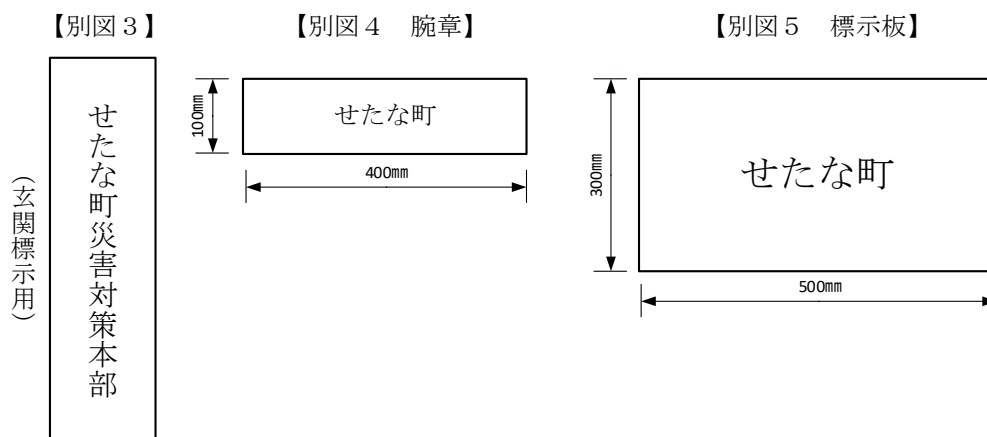
- ア. 本部員会議において決定した事項で、職員に周知する必要がある事項について、総務対策部長は速やかに周知の手続きをとらなければならない。

③本部連絡員

- 1) 総務対策部長が必要と認めたときは、本部連絡員を置く。
- 2) 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。
- 3) 本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて対策本部に報告するとともに、対策本部からの連絡事項を各対策部に伝達するものとする。

④標識

- 1) 災害対策本部を設置したときは、「別図3」の標示を掲示するものとする。
- 2) 災害時において、非常活動に従事する本部職員は、「別図4」の腕章を着用するものとする。
- 3) 災害時において、非常活動に使用する対策本部の自動車には、「別図5」の標示板を装着するものとする。



(5) 対策本部の配備体制

予想される災害の規模又は災害が発生した場合の災害規模及び態様によって対策本部に配備体制を整えるものとし、その配備基準は次のとおりとする。

なお、対策本部が設置されていない場合にあっても、災害の規模及び特性に応じて、臨機に非常配備の体制をとるものとする。

- ① 対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、対策本部が設置されない場合であっても非常配備に関する基準により配備の体制をとることがあるものとする。
- ② 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。
- ③ 班長は、所掌事務に基づき班内の配備基準を定め、班員に徹底しておくものとする。また、その連絡体制についても班員に周知徹底しておくものとする。

【災害対策本部の配備に関する基準】

配備区分	配備時期	配備内容	担当対策部
第1非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象業務法に基づく気象、地象、地動及び水象に関する警報又は情報等を受けたとき。 2. 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。 3. せたな町の区域に震度4の地震が発生したとき。 4. 町内沿岸に「津波注意報」が発表されたとき。 5. その他本部長が必要と認めたとき。 	<p>情報収集・伝達・報告及び連絡調整活動等が円滑に行える体制とし、災害の発生が予想される地域の監視を行い、状況により更に次の第2非常配備に移行できる体制とする。</p>	<p>総務対策部 総務班 防災班</p> <p>瀬棚区対策部 瀬棚支所班</p> <p>大成区対策部 大成支所班</p>
第2非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 局地的に災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2. せたな町の区域に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3. 町内沿岸に「津波警報」が発表されたとき。 4. その他、本部長が当該配備を必要と認めたとき。 	<p>災害の発生とともに関係各対策部の部員が速やかに、災害応急活動を開始できる体制とする。</p>	
第3非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広域にわたり災害の発生が予想される場合及び被害が甚大であると予想されるとき、または災害が発生したとき。 2. せたな町の区域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 3. 町内沿岸に「大津波警報(特別警報)」が発表されたとき。 4. 予想されない重大な災害が発生したとき。 	<p>災害対策本部全職員をもって迅速にそれぞれの災害応急活動ができる体制とし、応急処置を講じ災害の拡大を防ぐとともに、被災者の救護を実施する。</p>	<p>全対策部 (全職員)</p>

(6) 動員計画

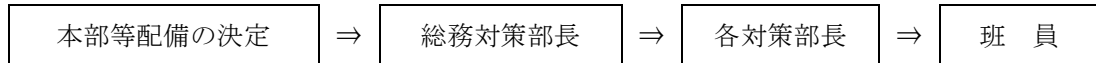
災害が発生し、又は災害の発生が予想される応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定めるところによる。

①本部職員に対する伝達方法

1) 平常執務時の伝達方法

本部長の配備の決定により、対策本部の配備体制に従って総務対策部長が各対策部長に対し、庁内放送及び口頭で行う。

【平常執務時の伝達系統】

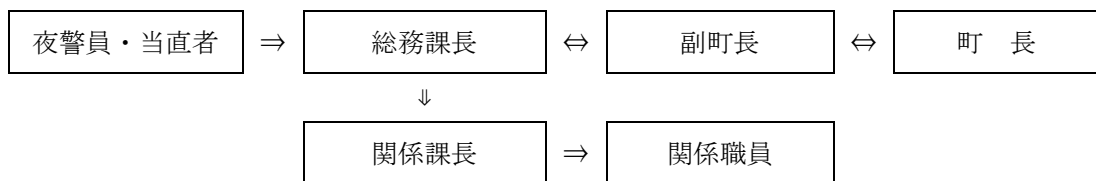


2) 夜間休日又は退庁後の伝達方法

夜警員・当直者は、次の情報を察知したときは総務課長に連絡して指示を仰ぐものとする。

- ア. 気象情報等が関係機関から通報されたとき。
- イ. 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ウ. 異常現象の通報があったとき。

【休日又は退庁後の伝達系統】



②職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において参集の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属長に連絡のうえ、又は自らの判断により、自身の安全の確保に十分配慮しつつ、登庁するものとする。

1) 自主参集

職員は、勤務時間外に強い地震（震度4以上）を感じた場合は、テレビ・ラジオ等より情報を収集し、周囲の状況から被害状況の把握に努めるほか、電話等により速やかに所属長の指示を求め、参集あるいは自宅待機すること。

2) 非常参集

職員は、勤務時間外において、「大雨等の特別警報」又は「土砂災害警戒情報」が発表され災害が予想されるとき、若しくは、大規模な地震（震度5弱以上）が発生した場合、最も近い本庁又は総合支所に参集し、本部長等の指揮のもとに初動対応にあたること。

職員の参集に時間がかかる場合は、先に参集した職員を初動班として、各種情報の収集・伝達など初動活動にあたるものとする。

③消防機関に対する伝達

災害対策本部が設置された場合の消防機関への伝達は、次により行う。

【消防機関への伝達系統】



(7) 非常配備体制の活動要領

①本部の活動開始及び終了

1)活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部の設置基準により対策本部が設置されたとき、対策本部はその一部又は全部が活動を開始する。

2)活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、対策本部の活動を終了し、解散するものとする。

②非常配備体制下の活動

1)第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 防災班長は、函館地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報等の收受・伝達等を行う。また、雨量・水位等に関する情報を関係機関から収集する。
- イ. 関係班長は、防災班長からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- ウ. 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

2)第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 本部長は、対策本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。
- イ. 各班長は、情報の収集・伝達体制を強化する。
- ウ. 防災班長は、関係班長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- エ. 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a. 災害の状況を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - b. 装備、物資、資機材、設備、機械、車両等を点検し、必要に応じてり災現地（り災予想地）へ配置すること。
 - c. 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

3)第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

4. 住民組織等の活用

災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するための人員に不足が生じた場合、町長は、町内会、婦人会等の住民組織に対し、主に次の事項について協力を要請する。

- ①住民避難、救出及び被害者の保護に関すること。
- ②避難所等の炊き出しに関すること。
- ③救援物資の支給、清掃及び防疫の奉仕に関すること。
- ④災害情報等、地域住民に対する連絡事項に関すること。
- ⑤義援金品の募集及び整理に関すること。
- ⑥その他の救助活動で町長が協力を求めた事項。

5. 水防協力団体

水防活動に協力する公益法人（社団法人または財団）、特定非営利活動法人（NPO）、民間法人及び町内会等については、国（水防管理者）の指定に準じて、消防団と連携し、関係団体の協力を得て、随時指定していくものとする。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

1. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

函館地方気象台から発表される種類、発表基準は次のとおりである。

(1) 種類及び発表基準

ア. 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種 類	概 要
大 特 別 警 報 雨 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴 特 別 警 報 風 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高 特 別 警 報 潮 報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波 特 別 警 報 浪 報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大 特 別 警 報 雪 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴 風 特 別 警 報 雪 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ. 気象等に関する警報・注意報

ア) 気象警報（(3) せたな町の発表基準：別表1参照）

種 類	概 要
大 雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

イ) 気象注意報 ((3) せたな町の発表基準: 別表1参照)

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあると発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

ウ. 高潮警報及び注意報 ((3) せたな町の発表基準: 別表1参照)

種 類	概 要
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

エ. 波浪警報及び注意報 ((3) せたな町の発表基準: 別表1参照)

種 類	概 要
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

オ. 洪水警報及び注意報 ((3) せたな町の発表基準：別表1参照)

種 類	概 要
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)
《警戒レベル4までに必ず避難！》			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	内水氾濫に関する情報		
5相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性)	大雨特別警報(浸水害) 危険度分布：黒 (災害切迫)		大雨特別警報(土砂災害) 危険度分布：黒 (災害切迫)	高潮氾濫発生情報
4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布：紫 (危険)	内水氾濫危険情報	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)	高潮特別警報 高潮警報
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1相当					

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)

下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

(3) せたな町の発表基準

別表1

(令和5年6月8日現在)

警 報		発 表 基 準	
大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	114
洪 水		流域雨量指数基準	真駒内川流域=17.5、ポン目名川流域=11.2 利別目名川流域=12.5、馬場川流域=13.6 太櫓川流域=12.8
		複 合 基 準	太櫓川流域=(5, 11.5)、後志利別川流域=(5, 38.4)
		指定河川洪水予報 による基準	後志利別川[今金]
暴 風	平 均 風 速	陸 上	20m/s
		海 上	25m/s
暴 風 雪	平 均 風 速	陸 上	20m/s 雪による視程障害を伴う
		海 上	25m/s 雪による視程障害を伴う
大 雪	降 雪 の 深 さ	12時間降雪の深さ 40cm	
波 浪	有 義 波 高	6.0m	
高 潮	潮 位	1.2m	

注 意 報		発 表 基 準	
大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	7
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	68
洪 水		流域雨量指数基準	真駒内川流域=14、ポン目名川流域=8.9 利別目名川流域=10、馬場川流域=10.8 太櫓川流域=10.2
		複 合 基 準	真駒内川流域=(5, 11.4)、太櫓川流域=(5, 10.2) 後志利別川流域=(5, 32.9)
		指定河川洪水予報 による基準	後志利別川[今金]
強 風	平 均 風 速	陸 上	13m/s
		海 上	18m/s
風 雪	平 均 風 速	陸 上	13m/s 雪による視程障害を伴う
		海 上	18m/s 雪による視程障害を伴う
大 雪	降 雪 の 深 さ	12時間降雪の深さ 25cm	
波 浪	有 義 波 高	3.0m	
高 潮	潮 位	0.8m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融 雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃 霧	視 程	陸 上	200m
		海 上	500m
乾 燥	最小湿度 35% 実効湿度 65%		
な だ れ	①24時間降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5℃以上		
低 温	通年：(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続		
霜	最低気温 3℃以下		
着 氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温 -5℃以下で風速 8m/s 以上		
着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm
------------	--------	-------

2. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

(1) キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分 布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

3. 気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達

(1) 特別警報、警報、注意報等の伝達

伝達は「別図1」の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は函館地方気象台が実施する。北海道には道内において発表されたすべての警報が伝達される。

気象官署の法定伝達機関は、消防庁、海上保安官署、北海道、N T T東日本・西日本、N H K放送局である。

なお、気象業務法第15条の2の規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた町は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

水防活動用洪水予報・水防警報の伝達系統図は「第4章第11節 水害予防計画」のとおりとする。

※周知の措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等

(2) 特別警報、警報、注意報等の受領、周知責任者

- ①特別警報、警報、注意報等の受領及び周知の責任者は、総務課長とする。なお、不在の場合は、総務課長補佐とする。
- ②周知責任者は、特別警報、警報、注意報等を受理したときは、必要に応じ関係課長及び関係機関に通知するとともに、防災上必要があると認めるときは、直ちに一般住民に周知するものとする。
- ③夜間、休日等の特別警報、警報、注意報等の取り扱いは、夜警員及び当直者が受領し、直ちに周知責任者に連絡し、その指示を受けるものとする。

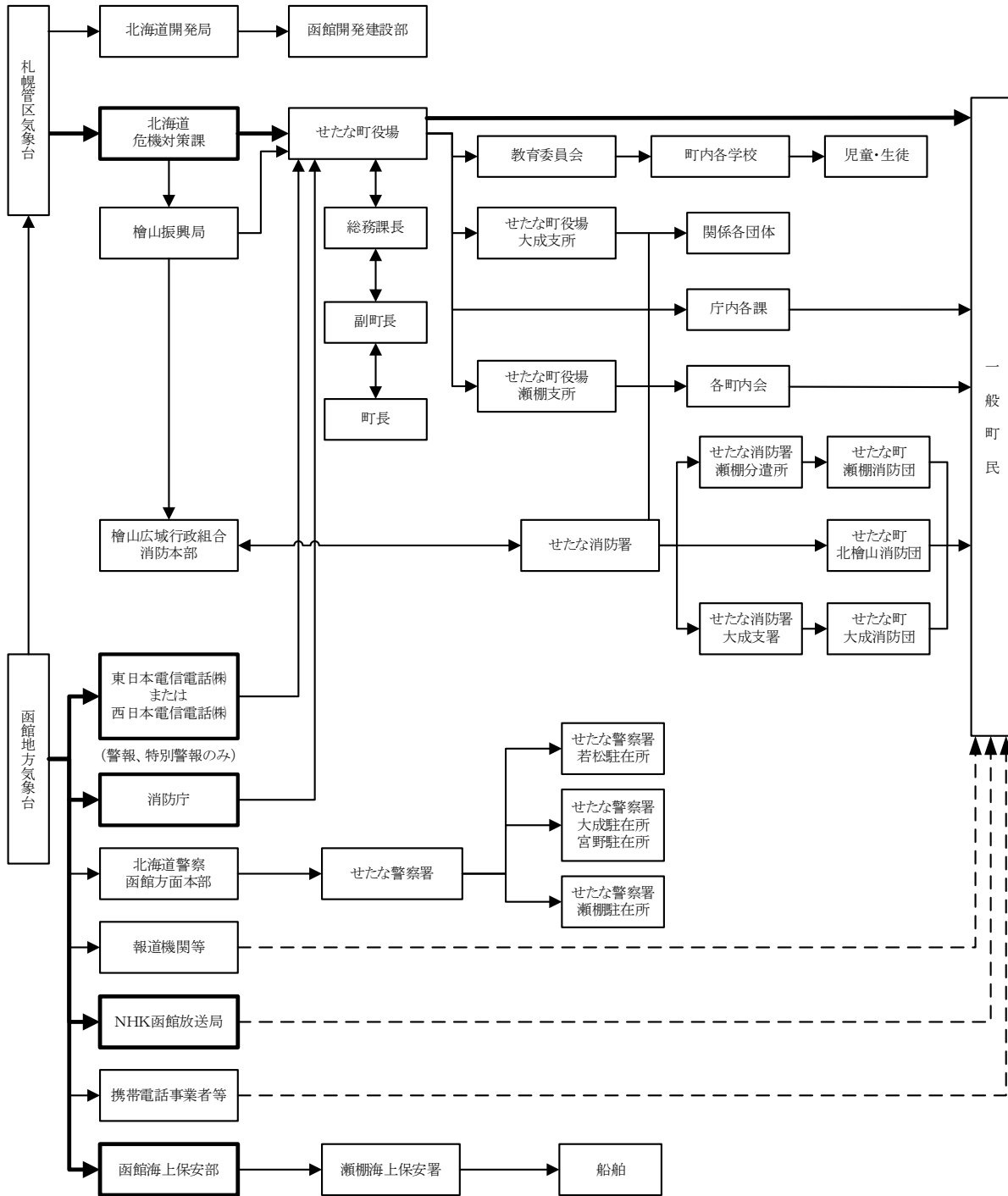
4. 水防活動用気象等警報及び注意報の種類及び伝達

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる一般の利用に適合する警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

伝達は「別図2」により実施する。

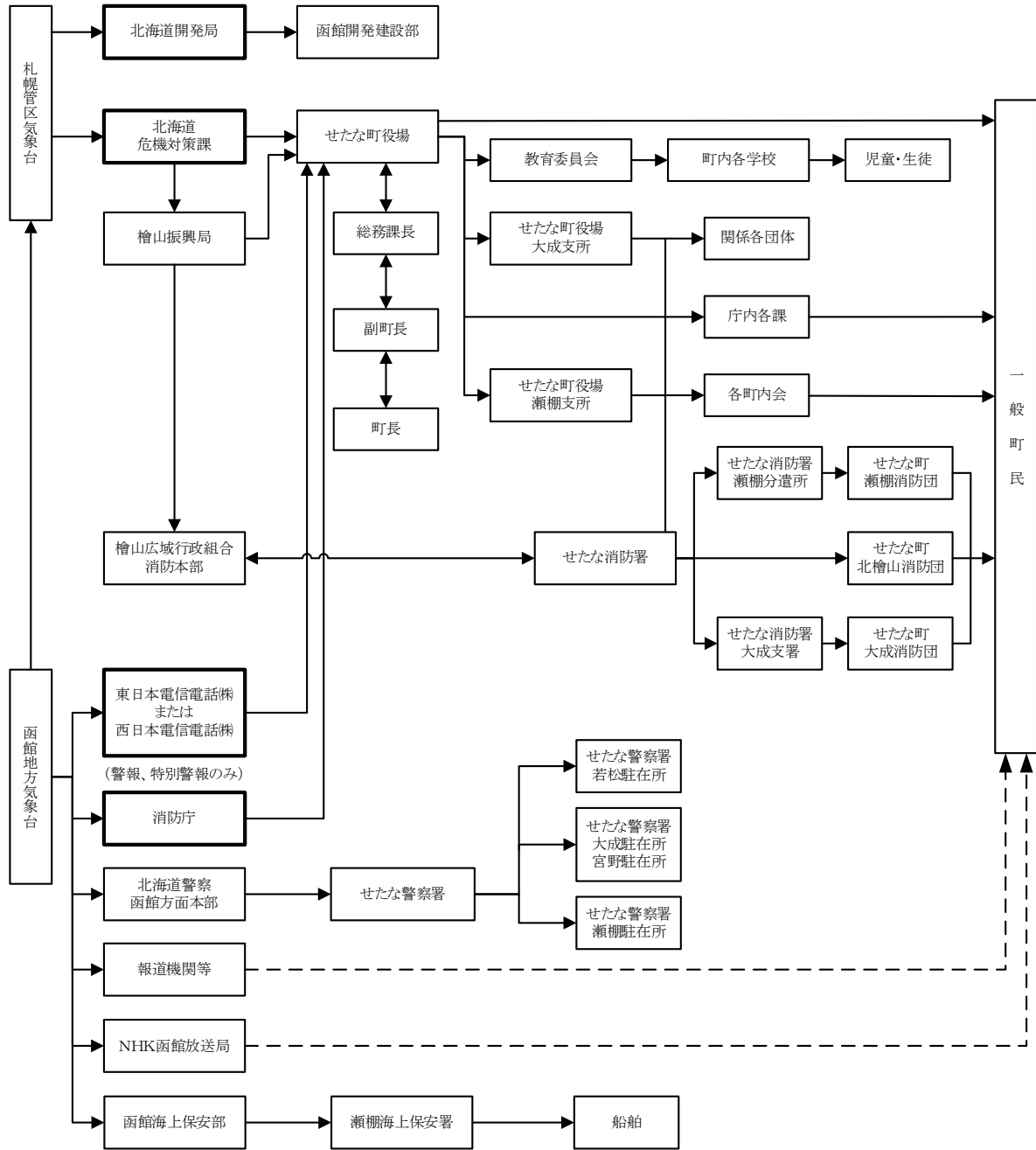
水防活動用気象警報	大雨特別警報
	大雨警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用高潮警報	高潮特別警報
	高潮警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用津波警報	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
	津波警報
水防活動用津波注意報	津波注意報

別図1【特別警報、警報、注意報及び気象情報等伝達系統図】



※注) (太線) で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先
 → (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法第15条の2に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達
 - - - → (点線) は、放送

別図2【水防活動用気象等警報及び注意報の種類等伝達系統図】



※注) (太線) で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先
 - - -> (点線) は、放送

5. 土砂災害警戒情報

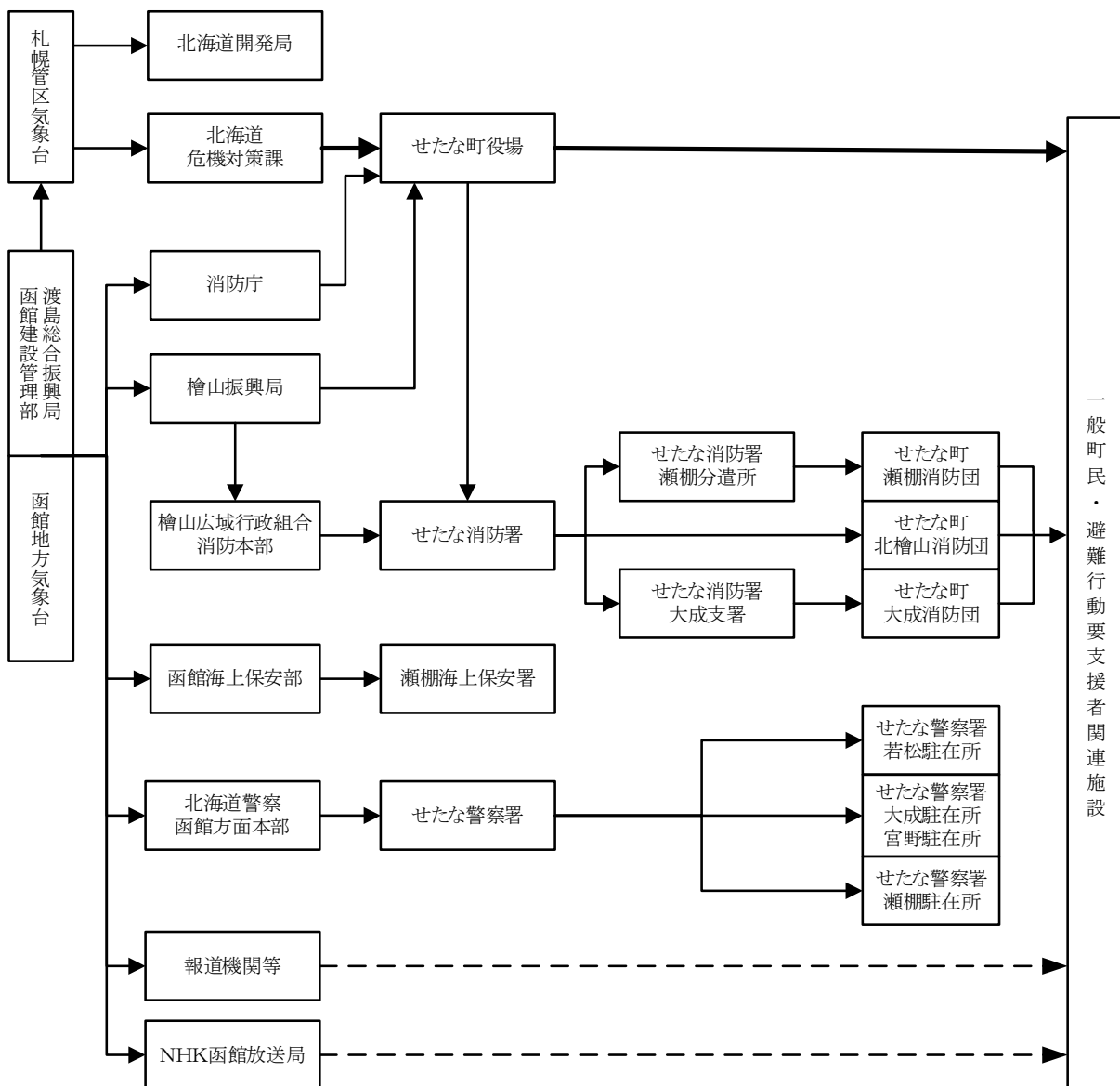
大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、渡島総合振興局函館建設管理部と函館地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂サイクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は次の系統により行う。

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



※注) ———▶ (太線) は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達

-----▶ (点線) は、放送・無線

6. 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

函館地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

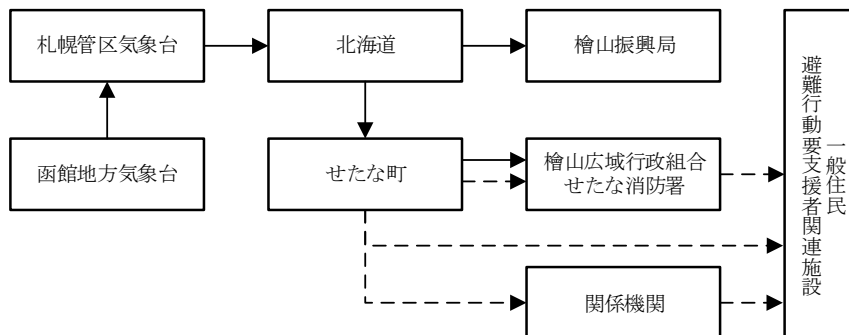
通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。

【火災気象通報伝達系統図】



※注) ---▶ (点線) は、町長が火災に関する警報を発した場合

(2) 通報基準

火災気象通報の通報基準は、「乾燥注意報（実効湿度65%以下で最小湿度35%以下の場合）」若しくは「強風注意報（平均風速13m/s以上）」の基準と同一とする。

ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

なお、平均風速が13m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

① 通報時刻及び内容

1) 定時に実施する通報

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭部に「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の対象となる地域、期間で降水（降雪含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないとして、見出しの冒頭部に明示しない場合がある。

通報内容は、対象地域、要素、期間、4時の気象官署及び特別地域気象観測所の気象実況とする。

2) 臨時に実施する通報

先に通報していた気象状況の内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表または解除があった場合は、その旨を随時通報する。

7. 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（檜山地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 北海道地方気象情報、渡島・檜山地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

- ・土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>
- ・浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>
- ・洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（檜山地方など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（檜山地方など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

8. 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務(基本法第54条第1及び2項)

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

(2) 警察官等の通報(基本法第54条第3項)

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報(基本法第54条第4項)

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地 域
函館地方気象台	函館(0138)46-2212 (観測予報)	渡島総合振興局
函館市美原3-4-4	46-2211 (防災)	檜山振興局地域管内